

平成27年度

第7回いわき市教育委員会議事録

平成27年10月28日（水）



## 第 7 回 教 育 委 員 会 記 録

- 1 開会年月日 平成27年10月30日(水) 午後1時30分
- 2 開催場所 教育委員室
- 3 出席委員
- |          |         |
|----------|---------|
| 教育長      | 吉 田 尚   |
| 教育長職務代理者 | 馬 目 順 一 |
| 委 員      | 蛭 田 優 子 |
| 委 員      | 山 本 もと子 |
| 委 員      | 根 本 紀太郎 |
- 4 欠席委員 な し
- 5 説明のために出席した者の氏名
- |                     |         |
|---------------------|---------|
| 教育部長                | 増 子 裕 昭 |
| 教育部次長兼総合調整担当        | 鈴 木 隆   |
| 学校教育推進室長            | 松 岡 勇 雄 |
| 中央公民館長              | 草 野 互 徳 |
| いわき総合図書館長           | 夏 井 芳 徳 |
| 教育政策課長              | 松 島 良 一 |
| 教育政策課教育施設整備室長       | 猪 狩 孝   |
| 文化・スポーツ課長           | 鈴 木 庄 寿 |
| 学校教育推進室学校教育課長       | 草 野 仁   |
| 学校教育推進室学校支援課長       | 長谷川 政 宣 |
| 総合教育センター所長          | 鈴 木 和 美 |
| 教育政策課統括主幹兼課長補佐      | 木 村 晴 彦 |
| 教育政策課長補佐            | 金 成 晃 彦 |
| 教育政策課教育施設整備室主幹兼室長補佐 | 引 地 克 宏 |
| 生涯学習課長補佐            | 藤 原 良 基 |
| 文化・スポーツ課長補佐         | 篠 原 美 紀 |
| 文化・スポーツ課長補佐兼文化振興係長  | 久 野 征 浩 |
| 学校教育推進室学校教育課長補佐     | 太 則 子   |
| 学校教育推進室学校支援課主幹兼課長補佐 | 柴 藪 聡   |
| 学校教育推進室学校教育課管理主事    | 猪 狩 照 良 |
- 6 書 記 教育政策課主任主査兼総務係長 草 野 康 弘
- 7 閉 会 午後2時35分

## 会議の概要

**教育長** ただいまより平成27年度第7回いわき市教育委員会を開催いたします。

欠席委員の通告はありません。書記には草野主任主査兼総務係長を任命します。会期は本日限りとします。議事録への署名は、本日出席された委員の皆様をお願いします。

それでは6協議事項に入ります。

本日の協議事項ですが、これは教育行政イノベーション推進会議に、教育行政組織検討と、地域協働による学校運営のあり方の二つのプロジェクトチームを立ち上げて検討を進めてまいりました。この度、ある程度まとまりましたので、今回協議事項として上げさせていただいたものです。

それでは、(1)教育委員会事務局組織改正について、教育政策課において説明をお願いします。

**教育政策課長補佐** 1ページをご覧ください。ただいま教育長の方からお話ございましたが、事務局組織の改正につきましては、教育長のもとに設置しております教育行政イノベーション推進会議内にプロジェクト・チームを設置しまして、検討を進めることといたしまして、去る6月24日の第3回教育委員会終了後に、教育委員の皆様にご報告させていただいたところであります。

今般、プロジェクト・チームの案を基に、イノベーション推進会議におきまして検討を重ねました結果、事務局としての改正案をとりまとめましたことから、本日、ご協議させていただくものであります。

初めに、これまでの検討経過について説明させていただきます。資料1ページの下段をご覧くださいと思います。まず、プロジェクト・チームの設置目的についてでございますけれども、イノベーション推進会議におきまして協議・整理を行いまして、プロジェクト設置目的といたしましては、記載の二つの視点で整理することといたしました。

まず一点目でございますが、全庁的な行政組織改正に伴い、教育委員会が所掌する文化・スポーツ分野が移管となった場合の組織体制についてでございます。どの事務が移管するかにつきましては、市長部局と教育委員会の協議・調整の結果でございますので、あらかじめあらゆるパターンを想定いたしまして、組織体制を整理しておくというものでございます。

2点目といたしまして、平成25年度の組織改正の更なる磨き上げでございます。事務局組織につきましては、平成25年度に約20年ぶりとなります大規模な組織改正を行ったところでございます。したがいまして、その基本的な考え方は継承しつつも、より効果的・効率的な組織へと磨き上げをはかると、以上二つの視点から検討を重ねてまいりました。

それでは資料2ページの上段をご覧くださいと思います。これまでの検討経過でございます。5月25日の第1回イノベーション推進会議におきまして、プロジェクト・チームの設置後、6月29日の第2回イノベーション推進会議におき

まして目的、工程を整理いたしまして、10月21日の第3回イノベーション推進会議におきまして、プロジェクト・チームの案を基に審議を重ねまして、事務局としての組織改正案の取りまとめを行ったところであります。

次に資料の2ページの下段をご覧くださいと思います。プロジェクト・チームにおきます具体的な検討内容について、ご説明いたします。初めに全庁的な組織改正に伴う対応についてでございますが、事務移管を見据えました組織体制の検討といたしまして、市民にとって分かり易い、また、効率的、効果的な体制といった視点のもと、スポーツ、文化財、文化振興の移管ケースを複数想定しながら、検討を行ってまいりました。

次に、現行組織の改善点につきましては、課題の抽出・整理を行いまして、その改善策を検討してまいりました。一つ目といたしましては、教育委員会におきましては、学校、公民館、運動施設、文化施設といった多くの施設を所管しておりますが、施設を管理しております所管課と、修繕等の施行管理や技術的な助言を行う部署が別となっていることから、事務局内の事務処理が煩雑になっているということ、また窓口が分かりにくい点がございます。その改善策といたしまして、施設修繕、補修窓口のワンストップ化でございます。具体的に学校施設を例にご説明いたしますと、まず学校から学校支援課に修繕等の要請がありまして、それを受けまして学校支援課と教育施設整備室で現地調査を行う、その後、施設整備室で設計・積算を行いまして、それを受けまして支援課が修繕実施の決定を行い、学校への連絡と、さらに入札・契約といった事務を行った上で、施設整備室が施工管理、工事検査を行うということで、事務局内部におきまして、事務処理がまたがっているというような状況で、大変非効率な部分がございます。

また、学校側から見ましても、対応窓口がまたがっているということで、分かりにくい部分がございます。このことから、修繕等に係る施設からの問い合わせへの対応、現地調査から修繕実施の決定から執行、こういった事務を一貫して行うという体制を構築するものであります。

二つ目といたしまして、市民に身近な出先機関の主体性ある事務執行ができる体制とすべきではないかという点でございます。その改善策といたしましては、出先機関の権限強化でございます。図書館など、所管課から一定の独立性のある事務を行っている出先機関につきましては、予算要求や議会事務等の権限を付与いたしまして、より主体的な体制を構築するものでございます。

三つ目といたしまして、生涯学習事業において密接な関係にございます所管課かつ企画部門の生涯学習課、それから出先機関の公民館の職階が出先機関の方が上位となっている点でございます。これに対しましては、職階を見直し、より円滑な執行体制を構築するものでございます。

四つ目といたしまして、学校施設の管理におきまして、施設と備品で別々の係で事務執行をしておりますが、施設と備品の区分けが必ずしも明確ではない部分がございます。その改善策といたしまして、学校施設の財産管理の効率化でございます。施設管理と備品管理の一元化によりまして、効率的な執行体制を構築するものでございます。

以上の四点をプロジェクト・チームとしての改善策として整理したところであります。

次に、資料3ページ、4ページのA3判の資料をご覧いただきたいと思います。

以上申し上げましたプロジェクト・チームにおけます検討内容につきまして、一覧でまとめたものでございます。現行組織の改善を図るとともに、事務移管を見据えた複数の組織パターンを想定したものでございます。ここでは資料の上段、機構図をご覧いただきたいと思います。事務移管の想定パターンにつきまして、説明をさせていただきます。プロジェクト・チームといたしましては、事務移管を3パターン想定いたしまして整理をいたしました。このパターンに応じまして、平成25年度組織改正のポイントでありました政策立案・マネジメント機能・学校教育のワンストップ化、業務の集約化、学事就学関係の一元化といった理念を継承しつつ、市民にわかり易い、より効率的・効果的な体制という視点から組織案を整理したところでございます。まず、資料真ん中のパターン1について説明させていただきます。こちらにつきましては、文化振興、文化財、スポーツ振興、つまり現在、文化・スポーツ課で所管している事務が全て移管された場合の案でございますけれども、先ほど申し上げました現行組織の柱であります3つのポイントを継承し、現行体制を維持し、文化・スポーツ課がなくなる形で整理をいたしました。次に右側のパターン2でございますけれども、こちらは文化財、美術館が残る場合でございます。図書館とともに、一定の独立性のある事務を行う美術館は権限を強化しまして、所管課から独立した組織に位置けるとともに、文化財につきましては、文化財を活用した生涯学習の推進体制の整備の視点から、生涯学習課に位置付ける形で整理いたしました。なお、本市におきましては、文化財業務について平成元年に文化財課が設置されるまでは、社会教育課として社会教育及び文化財を所管していたということでございまして、他の中核市の例でも同様の傾向にございます。

次に4ページをご覧ください。パターン3でございますけれども、こちらは、文化財、美術館、スポーツが残る場合でございます。こちらについては、さらに2案に整理いたしました。一つには、文化財につきましては、ただいま申し上げました視点から、同じく生涯学習課に配置いたしますとともに、スポーツ振興につきましては昨今の業務増加に対応いたしまして、スポーツ課として独立させ、2係体制とする案でございます。また二つには、文化・スポーツ課設置の主旨でございます交流機能の強化という視点から、文化財・スポーツ課とするとともに、同じくスポーツ業務の増加に対応いたしまして2係体制とするものでございます。

以上、事務移管を想定いたしましたパターンにつきまして、3つのパターンで整理を図ったところでございます。

次に資料の5ページをご覧いただきたいと思います。以上、プロジェクト・チームでの検討経過と検討内容をご説明させていただきましたが、プロジェクト案をもとに、第3回イノベーション推進会議におきまして審議を重ねまして一部修正をはかり、最終的に事務局案として決定いたしました案でございます。

まず、事務移管に係る組織体制につきましては、去る9月30日に開催されまし

た第3回いわき市総合教育会議におきまして、市長と教育委員会の協議・調整の結果、文化振興、文化財、スポーツ振興の3つの事務について、市長部局に移管することについて合意が図られたところです。このことから、5ページ下段の記載のとおり、先ほど説明させていただきましたパターン1、現行体制を維持しつつ、文化・スポーツ課がなくなる形で整理をいたしました。そのうえで、5ページ上段の記載のとおり、3点について、更なる改善を図ることといたしました。まず、一点目といたしまして、施設整備課の新設でございます。教育委員会が所管する全ての施設、具体的には、次年度から文化・スポーツ振興業務が移管となりますので、学校、公民館、図書館等となりますけれども、これら教育委員会所管の施設全体の建設修繕等を担う組織といたしまして、現在の室から課に権限を強化いたしました。具体的な役割分担は、記載のとおり、これまで施設所管課が実施しておりました施設等からの問い合わせへの対応や、修繕等の実施の決定、入札、契約事務を含めまして、修繕業務に係る一連の事務を施設整備課の役割といたしまして、ワンストップで対応できる体制を構築いたします。また、施設所管課におきましては、日々の修繕等に係る施設との連絡調整といった業務がなくなることで、施設の建設や大規模改修等の計画立案、こちらに注力することが可能となりまして、事務局内の事務処理の効率化を図るとともに、施設側からも分かり易い組織体制といたします。

2点目といたしまして、総合図書館の権限強化でございます。事務移管によりまして、美術館が市長部局の補助執行ということになりましたので、一定の独立性のある事務を行っております総合図書館につきましては、予算、議会、行政計画といった権限を付与することで、迅速な意思決定と主体的な取組みにより、市民に身近な教育機関として、これまで以上の市民ニーズに的確に対応したサービス提供体制を構築いたします。

3点目といたしまして、学校支援課の係体制の再編でございます。学校備品を担当する学校管理係と、学校施設を担当する学校施設係、こちらを統合いたします。施設計画係とすることで、備品と施設の財産管理を一元的・効率的に執行できる体制を構築いたします。以上の改善を図りながら、平成28年4月からの事務局組織といたしまして、現行の1室5課1課内室13係体制から、1室5課9係体制とし、総合図書館の権限強化を図るという改正案として取りまとめたところであります。

最後に、資料6ページをご覧いただきたいと思います。今後の対応についてでございますが、11月には施設整備課の新設に関しまして、地方自治法に基づく市長への協議、また12月には市長部局が議会へ上程予定の文化・スポーツ部門の事務移管に係る特例条例に関しまして、市議会から教育委員会への意見聴取がありますので、それに対する回答を行います。

その後、来年2月の教育長記者会見で、教育委員会組織改正の広報、さらに、来年3月の第12回教育委員会におきまして、教育委員会事務局組織規則等関係規則の改正を予定しております。説明については以上でございます。

**教育長** ただいまの説明に対して、質問ございますか。

**委員** ひとつだけ、具体的な例として、先ほど学校の方から直してもらいたいということがあれば、現在は支援課の方にということであつたと思いますが、今お示しいただいた改正案であれば、今度は施設整備課の方が一括した相談窓口になるということによろしかったですか。

**教育政策課長補佐** 委員がおっしゃるとおり、現在は学校支援課が窓口といたしまして、一旦相談を受ける形となりますけれども、来年度以降は、全て施設整備課がワンストップで対応するという形を考えております。

**教育長** そのほか、質問ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**教育長** ただいまの組織改正案でご了承いただいた後で、資料6ページにあるような流れで進んでいく予定でございます。それでは、(1)教育委員会事務局組織改正について、ただ今説明のあつた案でよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**教育長** それでは組織改正案については事務局案のとおりといたします。

続きまして、協議事項(2)コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入に向けた取組みについて、地域協働による学校運営のあり方プロジェクト・チームのチームリーダーをお願いします。

**学校教育課長補佐** それでは資料2ページの協議事項(2)コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入に向けた取組みについてご説明いたします。

別冊資料2の1ページをご覧ください。地域協働による学校運営をめぐるこれまでの動きについてご説明いたします。はじめに国の動向につきましては、平成16年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして、教育委員会は学校の運営に関して協議する機関として、指定する学校に「学校運営協議会」を設置することが可能となりました。学校運営協議会とは、地域住民や保護者のニーズを学校運営に、より一層的確に反映される取組みのことでございます。

平成18年の教育基本法の改正に伴い策定されました教育振興基本計画では、学校・家庭・地域の連携施策を推進していくこととされております。また、同年改訂の新学習指導要領総則では、学校がその目標を達成するため、家庭や地域社会との連携を深めることとされております。

さらに文部科学省におきましては、地域とともにある学校づくりを促進しており、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の数を全公立小中学校の1

割に拡大することを目標としているところでございます。

一方、いわき市教育委員会におきましては、平成24年3月に「地域が人を育み、人が地域をつくる」との基本認識のもと、“学校・家庭・地域の協働”による子どもたちの豊かな土壌作りを進めていく「いわきの復興に向けた教育メッセージ」を策定いたしました。そして、必要に応じてプロジェクト・チームを組織し、課題の解決や新たな事業の展開などの取組みを行ってまいりました。本件に関連します具体的な取組みにつきましては、平成24年度は学校・家庭・地域の協働を具体化した施策を検討いたしました地域教育力向上プロジェクト・チームを、平成25年度は学校と公民館の連携から地域総ぐるみでの学びの方向性を提案しました公民館のあり方プロジェクト・チームを、また平成26年度は地域に身近な教育機関としての公民館運営指針の策定を行い、学校と地域が連携しつつ、子どもたちの「生きる力」につながるさまざまな体験活動や、学校支援的な活動などの取組みが活発に展開されるような、学校・家庭・地域の連携・協力体制づくりを進めてきたところでございます。

つづきまして、2ページについてご説明いたします。このような国の動きを受けまして今般、多様化する地域のニーズを踏まえながら、学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に反映させる地域協働による学校運営のしくみづくりが求められていることから、当プロジェクト・チームが設置されたところでございます。メンバーは記載の学校教育課と生涯学習課などからの7名となっております。次に、プロジェクト・チームの今年度の目標でございますが、これまで、平成12年度からは学校と社会教育の連携により多様な学習機会を提供する学社連携・融合事業を、平成20年度からは地域ぐるみで学校や子どもたちを支援する学校支援地域本部事業を実施してまいりました。その後平成24年度からはこの二つ事業を発展的に統合し、名称を学校・家庭・地域パートナーシップ推進事業と改めまして引き続き取り組んでいるところでございます。これまでの取組みによる公民館を軸とした地域と学校との連携を生かし、地域とともにある学校づくりをさらに進めるため、平成28年度からモデル地区でのコミュニティ・スクールの導入を目指すことといたしました。

子どもたちのより良い教育環境の整備のため、学校の再編が実施されました田人地区におきましては、統廃合に伴いまして統廃合元となった地区住民と統廃合先となった学校をつなぐ仕組みづくりが必要とされていることから、田人小中学校をモデル校といたしまして検討を行うことといたしました。

次に活動報告についてでございます。これまでの活動につきましては、記載のとおり6回の会議を行っており、制度が円滑に導入できますようモデル校となります田人小中学校の校長先生などにご意見を伺うなどをしてまいります。

続いて3ページをご覧ください。これまでの協議結果につきましてご説明させていただきます。まず、学校や支所など田人地区の意見を踏まえて作成いたしました委員の構成案でございます。委員はPTA代表のほか、記載の9名の方を考えております。またその他の事務局及び立会人については、オブザーバーとして様々な支援をするため、記載の教職員等を位置づけまして主要な会議に同席し、

それぞれの立場でコミュニティ・スクールを支援いただく予定です。会議で報酬が発生する会議は年3回ですが、その他にも必要に応じて開催する予定となっております。

4ページをお開き下さい。こちらに参考といたしまして文部科学省の資料から抜粋いたしましたコミュニティ・スクールの概要を載せてございます。コミュニティ・スクールとは学校運営協議会が設置され、教育委員会から任命された保護者や地域住民が一定の権限と責任を持ちまして学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりできる制度を持った学校のことでございます。後ほど詳しくご覧いただければと思います。

続いて資料の最後のページになります。別紙1の田人小中学校コミュニティ・スクール組織イメージ図をご覧ください。プロジェクト・チームでは現在、地域とのつながりを特に重視いたしまして教育活動を進めております。田人小中学校の校長先生との話し合いなどから、学校の統合後の取組みである地域住民との交流事業となった廃校施設を利用したサマーキャンプや田人地区から巣立った卒業生が関わる地域の伝統芸能を復活させる事業など、地域とともにある学校づくりを行っております。まさに現在の田人小中学校において行われている活動を継続していくことがコミュニティ・スクールではないかとの結論に達しました。そのためには、現在は学校長が属人的に担っております地域の団体と学校を結ぶ役割を、コミュニティ・スクールに移行し制度化いたしまして田人地区独自の活動を継続できる田人小中学校のためのコミュニティ・スクールを構築すべきと考えております。このため、先ほどもご説明いたしましたが、委員には学校長に加えまして、既に学校と協働で活動を行っております各団体や保護者、同窓会などを任命し、さらには協議する様々な課題や目標、アイデアについて、人的・財政的な支援を行いながら、より良い解決方法をともに考えるオブザーバーとして公民館や支所の職員が同席することといたします。このような構成員が各団体との活動計画とのすり合わせを図りながら、次年度の教育課程の編成の段階からかわることで、地域と共に継続性のある活動が進められるものと考えております。なお、現在、学校運営協議会の設置のための規則案を作成しているところでございます。今後、教育委員会にお諮りさせていただく予定となっております。

資料の3ページにお戻りください。最後に今後のスケジュールについてでございます。現在、委員の報酬について市総合計画実施計画への位置付けに向けて作業を進めております。11月には平成28年度の当初予算編成を行う予定です。さらには12月には設置規則の制定、平成28年1月には委員候補者の選定を、また1月下旬の教育行政イノベーション推進会議及び教育委員会において成果報告を行いまして、その後田人地区等へ説明や周知等を図っていく予定となっております。

私からの説明は以上でございます。

**教育長** ただいまの説明に対して、何か質問ございますか。

**委員** 今まで地域と学校の役割で評議員制度が導入されて、一時は非常に盛り上が

りましたが、その後評議員に選ばれた人も学校側も、どちらともなく活動が停滞してしまい、評議員制度そのものの存在が危ういということもあると思うんですが、コミュニティ・スクールは、評議委員制度よりもさらに地域と一体となって進めなければ学校運営が機能しないものと考えますが、評議員制度との関係性はどのようになっていますか。

**学校教育課長補佐** 現在考えておりますのは、コミュニティ・スクールが導入された学校につきましては、学校評議員制度はコミュニティ・スクールに再編されまして、そちらにつきましては両立といいますか、評議員は置かず、評議員が担っていた役割を学校運営協議会の委員が担うこととなります。

**委員** 学校の統廃合のことから心配していたのが、統廃合元となった地区住民と統廃合先となった学校をつなぐ、そういったものがこれから必要だと感じておりました。その点において、このコミュニティ・スクールはちょうど良かったのではないかと思います。その中でこの学校運営協議会の役割の3つ目に、「教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べることができる」となっていて、ここら辺が学校として不安になるになるんだらうと思いますが、先日の教育委員の県の研修を受けた際にも、文科省から色々説明がありましたが、5校中、1校くらいからは任用について意見が来るんだけど、大体は「この先生は良いので、ここに置いていただきたい。」「どこの学校のこの先生は良いので、是非その先生を異動させていただきたい。」ということで、「この先生がダメだ」といった意見はあまり出ていないとのことでした。ですから、これをやることによって、子どもたちにとって、教職員にとって、保護者にとって、地域の人にとって、こういう良いこともあったんだという事例も出ているようです。そういう点も踏まえて、取り組んでいく必要があるのかなと感じております。

そこで質問ですが、これはモデル校として田人地区で行いますが、他の地区にも広げていくお考えはありますか。

**学校教育課長補佐** 今回導入しましたのは学校の再編があり、地域と学校をつなぐという必要があったことから、田人地区に導入するものでありますが、今後はやはり再編が行われた三和地区などについてモデル地区として導入し、将来的にはその後他の地区にも増やしていく体制をとっていきたいと考えております。ただし、急激にたくさんの地区で増やすことはできないとも考えておりますので、当面の間はモデル地区での実施を考えております。

**教育長** 現在、国の方ではコミュニティ・スクール制度についてある程度まとまって、パブリック・コメントを行っている最中です。今後、この制度については確実に増やしていくという方針が打ち出されておりますので、やはり本市としても田人地区についてモデル地区としての成果を検証して今後どうつなげていくかということをしつかりやっていく必要があります。

**委員** 私は、田人小中学校は人権擁護委員の関係もあって、何度も訪問させていただいておまして、非常に校長先生がリーダーシップをとりまして、地域の方々に自分の方から積極的に呼びかけて、本当に素晴らしい、もうすでに「コミュニティ・スクール」になっているなという感じがあります。

この制度が上手くいくことは私も確信しておりますが、これからこれが他の地域に移った場合に、たぶん中心となる方、コーディネーターみたいな方が必要なのではないかと、そしてその方が1年ごとに人員が入れ替わったのでは、たぶんわからない部分が出てくるので、3年、4年というスパンでここにいてくださるような方が必要になってくるのではないかと感じています。

そういう意味で、本市で1番目に田人小中学校をお選びになってというのは、とても素晴らしいことだと思います。

**学校教育課長補佐** 田人小中学校の校長先生も、人が替わってもこの制度がきちんと運営されるかということを心配されており、制度化した場合、数年度はコーディネーターとして、教育委員会からこの制度に関わる指導主事の先生等が出席して欲しいとの要望がでております。今後、他の地区に導入する際にも、制度がうまく軌道に乗るまでは、教育委員会事務局としてもサポートをしていく必要があると考えております。

**教育長** このコミュニティ・スクールについては、今、地域創生との関係が強く打ち出されております。したがって、この制度を進めていくとなると、地域に一番身近である公民館や各支所の地域振興担当員との関わりが非常に強くなっていくと考えられております。その方々が学校と力を合わせながら、進めていくことになるため、今回、プロジェクトのメンバーにも学校教育課だけではなく、公民館を所掌している生涯学習課が入り関わっているところであり、委員としては入りませんが、オブザーバーとして公民館職員や支所の地域振興担当員に入らせていただくことになっております。

**委員** 私は、これからの学校の中には、「地域」と広く言われていますけれども、民間の方が入って、授業の手助けから何からそういうところまでも、深く入っていくようにしなくてはならないのではないかなと考えております。

このコミュニティ・スクールはその可能性を持つものとなっていると思いますので、とても期待していますし、うまくいくように応援していきたいと考えています。よろしくお願いします。

**教育長** 今までですと、地域の方々は協力者ということでしたが、この制度では、地域の方が主たる構成委員となりますので、学校だけではなくて、PTAも地域住民も一緒にその学校を運営していく、まさに主体者になっていくということになりますので、お互いに責任を持ちながら進めていくこととなります。

教育長 その他、何か質問ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

教育長 それでは、(2) コミュニティ・スクールの導入に向けた取組みにつきまして、ただ今説明のあった案でよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

教育長 それでは、協議事項については終了させていただきます。

7 その他に移ります。その他(1)平成28年成人式の開催について、生涯学習課長補佐お願いします。

生涯学習課長補佐 資料3ページをお開きください。

平成28年成人式の開催について説明申し上げます。趣旨としまして、大人になったことの意義を自覚し、自らたくましく生きようとする若者の新しい門出を地域をあげて祝福するものでございます。主催は、いわき市、いわき市教育委員会、地区実行委員会でございます。開催日は平成28年1月10日の日曜日でございます。会場につきましては、平地区は芸術文化交流館アリオス、小名浜地区外12地区につきましては以下記載のとおりとなっております。開催時刻について、いずれも11時30分からとなっております。

運営につきましては、実施地区ごとに新成人や青年、学識経験者や地域団体代表者等による実行委員会を組織し、支所、公民館と連携し企画、運営にあっております。今回の新成人の該当者につきましては、平成7年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた方でございます。対象者は3,187名で男性は1,628名、女性が1,559名となっております。

内容につきましては、国歌斉唱に続き、市民憲章唱和、成人者に贈ることば、記念品贈呈、お祝いのことば、来賓紹介、新成人代表あいさつは必ず盛り込んでもらうこととなっております。

続きまして、新成人にお配りします記念品につきましては、今回は、トラブルを防ぐ本という冊子を用意しております。内容といたしましては、若者が巻き込まれやすいトラブルを21種類選びまして、その問題点と対処法を紹介した冊子となっております。

最後になりますが、今後のスケジュールですが、新成人の該当者のお知らせについては、11月下旬に対象者に案内のハガキを発送することとなっております。また、広報いわき11月号に記事を掲載しますほか、ホームページ、公民館のSNSで周知を図ってまいります。

説明は以上です。

**教育長** ただいまの説明に対しまして、質問ございますか。

**委員** 昨年、開始時刻は、各実行委員会で決めていいと聞いたように記憶しており、昨年は勿来地区は美容師の組合から開始時刻を遅らせてくれないかという要望があったと記憶しておりますが、今回は、全て開始時刻が同じになっておりますが、この辺を配慮して今回のようになったのかお教えてください。

**生涯学習課長補佐** 今、お話があったように、昨年は、福島県美容業生活衛生同業組合いわき方部会から遅くしてほしいと要望を受けまして、各実行委員で開始時刻については、それぞれ決めましょうということで、勿来だけが30分遅らせる形で12時からとしたところです。今年は、実行委員会で開始時刻を決めたところ、結果として全地区が11時30分からとなったものです。

**教育長** 他に質問ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**教育長** なければ、次に移ります。

その他(2)「第38回吉野せい賞選考結果及び第39回吉野せい賞作品募集ポスター審査結果」について、文化・スポーツ課長お願いします。

**文化・スポーツ課長** 別冊資料3をお開きください。

第38回吉野せい賞選考結果及び第39回吉野せい賞作品募集ポスター審査結果について説明申し上げます。

まず、第38回吉野せい賞選考結果ですが、応募が34件あり、表のとおり選考委員会におきまして候補者が選定され、10月23日開催の吉野せい賞運営委員会におきまして、受賞者を決定し、同日に行われました教育長記者会見で公表したところです。

今年度のせい賞は該当なしということで、準賞が永沼絵莉子さんの「すべて天使の都合によって」以下、奨励賞2点に決定しております。

受賞作品のあらすじと選評につきましては、資料のとおりです。

次に8ページをお開きください。

第39回吉野せい賞作品募集ポスター審査結果でございます。応募総数77点、中学生70点、高校生7点ございました。

最優秀賞には小名浜第二中学校3年の渡辺愛美さん「創造の世界の扉を開け」が選ばれております。優秀賞が2点、奨励賞が2点となっております。

最優秀作品ですが、来年度の作品募集ポスターとして使用していくことになります。

次に吉野せい賞及び募集ポスター表彰式ですが、11月1日(日)にいわき市立

草野心平記念文学館で13時から開催されます。併せて、14時から記念講演会を開催することとしております。講師はノンフィクション作家の梯久美子氏で演題は「女流作家の愛と苦しみ」ということで、吉野せいさんに関わる内容となっております。

**教育長** ただいまの説明に対しまして、質問ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**教育長** なければ、次に移ります。

その他(3)「いわき市暮らしの伝承郷平成27年度第3回企画展「伝承郷収蔵品展—たばこパッケージ展—」の開催について、文化・スポーツ課長お願いします。

**文化・スポーツ課長** 教育委員会資料6ページをお開きください。

「いわき市暮らしの伝承郷平成27年度第3回企画展「伝承郷収蔵品展—たばこパッケージ展—」の開催についてでございます。

暮らしの伝承郷におきましては、市民の皆様より寄贈された様々な民俗歴史資料を収蔵しております。今回は、たばこパッケージ資料により、パッケージデザインの変遷をたどり、記念たばこと観光たばこから、その時代を概観するものです。

開催期間等につきましては、記載のとおりでございます。

**教育長** ただいまの説明に対しまして、質問ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**教育長** なければ、次に移ります。

その他(4)「未来をひらく学校図書館の開催について～学校司書活動報告会～」について、学校教育課長お願いします。

**学校教育課長** 資料7ページをお開きください。

本市においては、市内全小学校と中学校11校に学校司書25名を配置しております。学校図書館の充実に向けて、学校司書を配置することにより活性化した各学校の取組みを紹介することにより、他校の取組みを理解し、自校に活かすとともに、広く市民に学校図書館充実のための取組みを発信するものです。

内容につきましては、各学校での取組みの発表や質問応答、小中学校の図書館の活性化で活躍されている赤木かん子氏からの指導、市長の講評となっております。

日時会場につきましては、記載のとおりです。

**教育長** ただいまの説明に対しまして、質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**教育長** なければ、次に移ります。

その他(5)「ヤングアメリカンズ 東北ツアー 2015」の開催について、学校教育課長お願いします。

**学校教育課長** 資料8ページをお開きください。

本事業につきましては、平成24年度から実施しているものです。未体験のこと、困難と思われることに協力してやり遂げ、一人では得られない達成感を味わわせ、そして次代のいわきを担う「生きる力」を身に付けた子どもを育成することを趣旨として実施するものでございます。

これまで各小中学校でのワークショップや、教職員や生徒会役員を対象に開催しており、昨年度までに小中学校40校で5,000名を超える子どもたちが体験しているところでございます。今年度は、10月8日に行われた好間中学校を皮切りに、9ページにございますスケジュール詳細の日程で行われます。

**教育長** ただいまの説明に対しまして、質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**教育長** なければ、次に移ります。

その他(6)次回の教育委員会の開催について、教育政策課長お願いします。

**教育政策課長** 次回の教育委員会は11月18日水曜日、時間は15時15分から当会場で行いますので、御参集願います。

**教育長** 以上をもちまして、平成27年度第7回教育委員会を閉会いたします。